

葛飾区入札監視等委員会運営要領

平成 20 年 9 月 22 日

20 葛総契第 162 号部長決裁

改正 平成 25 年 8 月 6 日 25 葛総契第 321 号

(目的)

第 1 条 この要領は、葛飾区入札監視等委員会設置要綱（平成 20 年 3 月 27 日付け 19 葛総契第 269 号区長決裁。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、葛飾区入札監視等委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例会議の開催)

第 2 条 委員会は、原則として毎年度上半期及び下半期の 2 回定例会議を開催する。

(定例会議への報告資料)

第 3 条 要綱第 2 条第 1 号に規定する報告は、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 区が発注した公共工事等の入札契約執行状況総括表（葛飾区契約事務規則（昭和 39 年 3 月葛飾区規則第 7 号）第 4 条の規定により部局の長又は課長に委任した契約を除く）
- (2) 指名停止措置の運用状況の一覧表
- (3) 入札参加除外措置の運用状況の一覧表
- (4) 低入札価格調査制度の運用状況の一覧表
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、委員会が特に報告を求めることが必要と認める資料

2 前項の報告資料は、上半期に開催する定例会議には当該年度上半期分の契約に関する資料とし、下半期に開催する定例会議には当該年度下半期分の契約に関する資料とする。

(事案の抽出)

第 4 条 委員会は、要綱第 2 条第 2 号の規定による抽出を、あらかじめ指定した委員に委任するものとする。

(会議の傍聴)

第 5 条 委員会の会議は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。ただし、要綱第 8 条第 2 項の規定により会議を非公開とした場合は、この限りではない。

- 2 傍聴者は、会議の会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 会議中に発言すること、又は委員及び事務担当者の発言に対し拍手その他の方法により賛否を表明すること。
 - (2) 会議中にみだりに席を離れること。
 - (3) 撮影又は録音すること。
 - (4) 飲食又は喫煙をすること。
 - (5) 携帯電話等の通信機器の着信音を発生させ、又は通話・通信等を行うこと。
 - (6) その他会議の平穏な進行を妨げる行為。
- 3 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴しようとする者の入場を制限することができる。
- 4 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴を許可された者の退場を命じることができる。

付 則

この要領は、平成 20 年 9 月 22 日から施行する。

付 則（平成 25 年 8 月 6 日 葛総契第 321 号）

この要領は、平成 25 年 8 月 6 日から施行する。